

# 新型コロナウイルス感染症への対応方針について ふれあいセンター等の利用のお知らせ

(令和4年1月18日 更新)

岐阜県では、県独自の「非常事態宣言」を発出し、国に対して「まん延防止等重点措置区域の指定」を要請しました。これを受け、標記施設の利用について下記のとおりとさせていただきます。ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

## ◎下記施設の夜間の利用時間を20時までとさせていただきます。

- ◆施設 : ふれあいセンター・ふれあい作業所
- ◆期間 : 1月21日(金)から当面の間

施設をご利用される際には、以下に十分にご留意してください。

- ・マスクを着用してください。
- ・手指消毒を行ってください。
- ・3密（密閉、密集、密接）を避けてください。
- ・利用される部屋では、換気を行ってください。
- ・当面の間は、館内での飲食はお断りします。（水分補給は除く）
- ・発熱や咳、のどの痛み等体調がすぐれない方は来館しないでください。

### 《お問い合わせ先》

子ども家庭課 電話：0584-27-0176

ふれあいセンター 電話：0584-27-8866